

## 年金額回復の具体的事例

○平成22年4月19日から23日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	79歳	男	573,100円	3,146,900円	3,720,000円	回復前の厚生年金加入期間269月に54月を追加。	○「グレー便(厚生年金の旧台帳記録と基礎年金番号の記録との突き合わせによりご本人の記録の可能性のある方へのお知らせ)」の回答票が社会保険業務センターから回付され、ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,350万円
2	83歳	女	558,200円	998,500円	1,556,700円	回復前の厚生年金加入期間81月に144月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,590万円
3	87歳	男	549,000円	2,172,600円	2,721,600円	回復前の厚生年金加入期間355月に112月を追加。	○「ねんきん特別分(名寄せ便)」の回答票がご本人から郵送され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,480万円
4	85歳	男	514,700円	1,897,700円	2,412,400円	回復前の厚生年金加入期間295月に74月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,280万円
5	84歳	女	513,000円	1,177,900円	1,690,900円	回復前の厚生年金加入期間270月に85月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名と勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,460万円
6	78歳	男	498,100円	792,100円	1,290,200円	回復前の厚生年金加入期間0月に109月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票が本部から回付され、ご本人の申出の会社名、所在地及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。  ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金保険の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,170万円
7	故人	男	492,200円	1,567,800円	2,060,000円	回復前の厚生年金加入期間369月に106月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人の家族が回答票を相談窓口を持参され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。  ○なお、ご本人は今回の記録判明前に死亡されたため、ご本人の死亡届を提出した同居の遺族に未支給年金(一時金)が支払われることとなる。	約780万円 (未支給分)
8	69歳	男	490,700円	1,962,700円	2,453,400円	回復前の厚生年金加入期間371月に123月を追加。	○「ねんきん特別分(全員便)」の回答票をご本人が相談窓口を持参され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により紙台帳(マイクロフィルム)を調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,150万円

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
9	70歳	男	477,200円	727,000円	1,204,200円	回復前の厚生年金加入期間158月に156月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、所在地及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(生年月日が一部相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に生年月日の一部相違を確認のうえ記録を統合した。	約1,110万円
10	89歳	男	475,100円	1,448,400円	1,923,500円	回復前の厚生年金加入期間282月に78月を追加。	○「ねんきん特別分(名寄せ便)」の回答票をご本人が相談窓口を持参され、ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,370万円

## 年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	4件 (事例 3、4、7、10)
ねんきん特別便(全員便)	4件 (事例 2、5、8、9)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	1件 (事例 6)
グレー便(旧台帳記録を活用したお知らせ)	1件 (事例 1)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	2件 (事例 4、7)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)